

令和8年度 八潮市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者募集要領

1 事業目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的として乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下、「本事業」という。）の実施体制を本市において整備していくにあたり、本事業を実施する事業者（以下、「実施事業者」という。）を募集するものです。

2 事業開始日

令和9年4月1日（木）から

3 実施事業者と実施場所

市内の認可保育所、認定こども園、小規模保育施設、幼稚園（以下、「保育所等」という。）を運営する法人を実施事業者とし、その法人が運営する保育所等で本事業を実施することとします。

4 事業内容

（1）対象となるこども

市内に在住する0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通所していないこどもとします。

（2）利用時間

こども1人当たり月10時間を上限とします。

（3）実施方式

次のいずれかの方法によるものとします。

① 一般型（在園児合同）

本事業実施枠として保育所等の本体事業における利用定員とは別に定員を設け、本体事業の保育室等において在園児童と合同で預かる方法

② 一般型（専用室独立）

本事業実施枠として保育所等の本体事業における利用定員とは別に定員を設け、本体事業の在園児童と別の専用室で預かる方法

③ 余裕活用型

本事業実施枠として保育所等の本体事業における利用定員の空きを活用し、利用定員の範囲内で在園児童と合同で預かる方法

（4）開所日及び開所時間等

開所日及び開所時間は市と協議して実施事業者が定めることとしますが、原則として次のとおり設定することとします。

① 開所時間は午前8時30分から午後4時30分の間で実施すること。

② 週に1日以上かつ月に10時間以上の利用枠を確保すること。

- ③ こども 1 人につき 1 回の利用可能時間が、連続した 2 時間以上となるよう設定すること。
- ④ 午前の時間帯のみ、又は午後の時間帯のみの提供も可能であること。
- ⑤ 30 分単位での時間設定も可能であること。

(5) 利用料（保護者負担）

利用料（保護者負担）については、次のとおりとします。

- ① こども 1 人 1 時間当たり 300 円程度とし、実施事業者が保護者から徴収することとします。
- ② 次の表に掲げた区分に応じて、利用料を減額することとします。

区 分	減免額
生活保護世帯	1 時間 300 円上限
市民税非課税世帯	1 時間 200 円上限
市民税所得割合算額が 77,101 円未満の世帯	1 時間 200 円上限

- ③ 利用料に加えて、給食費・おやつ代等の実費相当額については、実施事業者が定めて、あらかじめ保護者の同意を得たうえで徴収することとします。

(6) キャンセルの取扱い

キャンセルの取扱いにつきましては、「八潮市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用におけるキャンセルポリシー」を参照してください。

(7) 職員の配置

市が定める「八潮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年 12 月条例第 38 号）」を遵守するものとします。

(8) こどもの受入れに当たっての留意事項

① 事前面談

初めて利用する保育所等では、初回利用の前に、保護者と事前の面談を行い、制度の意義や利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴や保護者の意向等の把握に努めることとします。

② 親子通園

慣れるまで時間のかかるこどもに対する対応として、利用の初期に親子通園を取り入れることを可能とします。ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないように留意することとします。

③ 計画と記録

「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」を踏まえ、こどもの育ちに関する計画や記録を作成することとします。

④ 配慮が必要なこどもの受入れ

障がい児、医療的ケアを必要とするこども、配慮が必要なこどもやその保護者が本事業を円滑に利用できるよう提供体制の整備に努めるものとします。実施事業所が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市に報告するとともに、市と協力し、関係機関との連携を図ることとします。

⑤ 損害賠償

本事業の実施にあたり、実施事業者は損害賠償保険に加入することとし、本事業の利用中に賠償すべき事故が発生した場合には、実施事業者は速やかに損害賠償を行うこととします。

(9) こども誰でも通園制度総合支援システムの活用

本事業の実施に当たり、国のこども誰でも通園制度総合支援システム（以下、「総合支援システム」という。）を活用して、利用者の面談及び利用の予約管理、利用実績の記録等を行うものとします。なお、総合支援システムの利用については、市から本事業の実施認可を受けた実施事業者へ個別に案内するものとします。

(10) その他

本事業の実施に当たり、本要領に定めのない事項については、制度の趣旨目的を理解し、適切に実施するため、以下に掲げる通知等をもとにし、市と協議のうえ決定することとします。

- ・こども誰でも通園制度の実施に関する手引（令和8年3月改定版 こども家庭庁）

5 補助金

(1) 次の表に掲げた区分に応じた補助額を市から実施事業者に交付するものとします。

区 分		補助額 (こども1人1時間当たり)
単価	0歳児	1,700円
	1歳児	1,400円
	2歳児	1,400円
加算 (※)	障害児加算	600円
	医療的ケア児加算	2,500円
	初回対応加算	0歳児：1,700円 1、2歳児：1,400円
減免	4(5)②に基づく利用料の減免	左記減免分

※その他加算については、「特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準の実施上の留意事項について」をご確認ください。

※今後のこども家庭庁からの通知等により、変更となる場合がございます。

※この表において「障がい児」とは、市が認める障がい児とし、障がい児を証明する書類の写し（身体障がい者手帳、特別児童扶養手当受給者証、療育手帳、医師による診断書等）により、市が確認するものとする。

※この表において「医療的ケア児」とは、人工呼吸器を装着しているこどもや、日常生活を営むために医療を要する状態であると市が認めたこどもをいう。

(2) 30分単位の利用可能枠を設定する場合、1時間当たりの補助額に1/2を乗じて算出するものとします。

6 応募要領

(1) 応募資格

市内において保育所等を設置しており、当該施設に対する市の実地指導等における指摘事項がない、又は改善済みである法人を対象とします。

(2) 応募要件

次の各号をすべて満たす事業者を対象とします。

① 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと

ア 児童福祉法 34 条の 15 第 3 項第 4 号に定める者

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により市における一般競争入札等の参加を制限されている者

ウ 国税又は地方税を滞納している者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある者、及び同法第 32 条第 1 項各号に掲げられる者

② その他、市長が不適當と認める事由を有しないこと

(3) 募集認可定数

30 人（0 歳 7 人、1 歳 14 人、2 歳 9 人）

※応募状況によっては、0 歳から 2 歳までの認可定数を調整させていただくことがあります。

(4) 応募方法

事業実施の応募をするものは、次のとおり応募書類を提出するものとします。

① 提出書類

別紙「認可・確認申請の提出書類一覧」のとおり

② 提出期間

令和 8 年 10 月 19 日（月）から令和 8 年 11 月 6 日（金）まで

③ 提出方法・部数

持参、郵送又は宅配で 1 部提出

併せて、下記メールアドレス宛にデータ提出

④ 提出場所

住 所：〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目 2 番地 1

八潮市役所 こども家庭部 こども政策課 こども政策係

電 話：048-996-2111（内線 427）

メール：kodomoseisaku@city.yashio.lg.jp

7 事業に関する質問

質問受付期間

令和8年10月19日（月）から令和8年10月30日（金）まで
事業に関する質問は、下記メールアドレス宛まで

住 所：〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

八潮市役所 こども家庭部 こども政策課 こども政策係

電 話：048-996-2111（内線 427）

メール：kodomoseisaku@city.yashio.lg.jp

8 選定方法

提出書類を審査して実施事業者を選定することとします。

9 スケジュール

事 項	日 程	備 考
実施事業者募集	令和8年10月19日（月）～ 11月 6日（金）	
事業に関する質問受付	令和8年10月19日（月）～ 10月30日（金）	
子ども・子育て支援審議会	令和8年11月19日（木）	事業認可について 意見聴取
実施事業者の内定	令和8年12月	
事業実施認可	令和9年3月31日	
事業開始	令和9年4月～	

10 その他

- （1）応募にあたり必要な経費は、応募者の負担とします。
- （2）応募書類は返却しません。
- （3）本事業の業務の全部を第三者に委託することは禁止とします。
- （4）本募集要領に適合していない場合、応募書類に事実と反する記載があった場合、その他不正行為があった場合は、応募を無効又は失格とします。
- （5）上記（4）による無効又は失格の場合、又は市に事業認可されなかった場合により生じた損害について、市は一切責任を負いません。
- （6）その他、本募集要領に定めのない事項については、市が別に定めるものとします。

【担 当】

- ・実施事業者の募集に関すること

八潮市役所 こども家庭部 こども政策課 こども政策係

電 話：048-996-2111（内線 427）

メール：kodomoseisaku@city.yashio.lg.jp

- ・本事業の運営に関すること

八潮市役所 こども家庭部 保育幼稚園課 管理担当・保育幼稚園担当

電 話：048-996-2111（内線 314）

メール：hoiku@city.yashio.lg.jp